酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成 28 年３月 31 日付け 27 農畜機第 5575 号）別添２酪農経営安定化支援ヘルパー事業の別表３の（３）のイの規定に基づき補助対象経費の算定方法について理事長が別に定める件について

平成 28 年７月７日付け 28 農畜機第 1935 号
一部改正　令和２年３月 31 日付け元農畜機第 8097 号
一部改正　令和４年３月 31 日付け３農畜機第 7208 号

酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成 28 年３月 31 日付け 27 農畜機第 5575 号）別添２酪農経営安定化支援ヘルパー事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の別表３の（３）のイの規定に基づき理事長が別に定める広域利用等の出役調整に要する経費の算定方法は、次のとおりとする。

第１　公募団体Ｂによる上限単価の算定等

１　公募団体Ｂは、酪農ヘルパー利用組合（以下「利用組合」という。）に対して実施要綱第２の３の（３）のイに規定する広域利用等による出役調整を実施するのに要する費用を補助する場合には、次に掲げる車両区分の車両借上料及び燃料費の上限単価を２の手順により算定し、実施要綱第３の１に規定する事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めなければならない。ただし、利用組合が広域利用等による出役調整の補助対象としない車両区分については、この限りではない。

（１）軽自動車（道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第１（第２条関係）に規定する自動車の種別（以下「自動車の種別」という。）が軽自動車の車両をいう。以下同じ。）

（２）普通自動車（自動車の種別が軽自動車以外の車両のうち、燃料が軽油以外の車両をいう。以下同じ。）

（３）ディーゼル車（自動車の種別が軽自動車以外の車両のうち、燃料が軽油の車両をいう。以下同じ。）

２　上限単価の算定の手順

（１）車種等の選定

公募団体Ｂは、都道府県内の利用組合に所属する酪農ヘルパーが業務に使用している車両と同等以下の総排気量の車種等（車種、グレード、型式等をいう。以下同じ。）から、以下に定める区分ごとに車種等を選定するものとする。なお、車種等の選定にあたっては、四輪駆動、寒冷地仕様等の出役に必要な仕様を選定することができる。

ア　軽自動車

イ　小型自動車（自動車の種別が小型自動車の車両をいう。）

（２）見積書の徴取

公募団体Ｂは、リース会社から（１）で定めた車種等のメンテナンスリース料の見積書を複数徴取するものとする。なお、リース期間は、独立行政法人農畜産業振興事業の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成 16 年４月８日付け 16 農畜機第 123 号）に定める期間以上とする。また、メンテナンスリース料には車両の維持、管理及び業務に必要と認められる車両償却費、登録手数料、自動車任意保険、自動車税、車検費、備品費、整備費、修理費用等を含めることができる。

（３）１日当たりの車両借上料の上限単価の算定

ア　軽自動車

（２）によりリース会社から徴取した見積書（（１）のアの区分により選定した車種等のものとする。）のうち最も安価なメンテナンスリース料の年額を 365 で除して得た額

イ　普通自動車及びディーゼル車

（２）によりリース会社から徴取した見積書（（１）のイの区分により選定した車種等のものとする。）のうち最も安価なメンテナンスリース料の年額を 365 で除して得た額

（４）１ｋｍ当たりの燃料費の上限単価の算定

ア　軽自動車

レギュラーガソリン１Ｌの平均価格（資源エネルギー庁が公表する都道府県別小売価格の前年１年間の当該都道府県の平均価格をいう。以下同じ。）を２の（１）のアの区分により選定した車種等の燃費（「自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法」（平成 15 年国土交通省告示第 1323 号）に規定する WLTC モードによる燃費をいう。ただし、WLTC モードによる燃費が公表されていない車種等については、同方法に基づく JC08 モードにより測定した燃費に係数（0.8）を乗じた燃費をいう。以下同じ。）で除して得た額

イ　普通自動車

レギュラーガソリン１Ｌの平均価格を２の（１）のアの区分により選定した車種等の燃費で除して得た額

ウ　ディーゼル車

軽油１Ｌの平均価格を２の（１）のアの区分により選定した車種等の燃費で除して得た額

第２　利用組合による事業費の積算

１　リース車両

（１）車両借上料

次のいずれか低い額に補助対象日数を乗じて得た額とする。

ア　利用組合が実際に契約しているリース車両の１日当たりのリース料

イ　実施要領に規定する車両借上料の上限単価（該当する車両区分の上限単価とする。以下同じ。）

（２）燃料費

当該年度の燃料費の実支出額に、補助対象距離を当該年度の総走行距離（車両管理簿等による実走行距離とする。）で除して得た補助対象割合を乗じて得た額とする。

２　組合所有車両

（１）車両借上料

対象外とする。

（２）燃料費

１の（２）のリース車両の燃料費の積算方法と同様とする。

３　酪農ヘルパー等の所有する車両（以下「ヘルパー所有車両」という。）

原則として、次の（１）及び（２）の方法により算定するものとし、利用組合の支給単位が実施要領に定める単位と異なる場合は（３）の方法により算定するものとする。

（１）車両借上料

次のいずれか低い額に補助対象日数を乗じて得た額とする。

ア　利用組合が設定した１日当たりのヘルパー所有車両の借上料

イ　実施要領に規定する車両借上料の上限単価

（２）燃料費

次のいずれか低い額に補助対象距離を乗じて得た額とする。

ア　利用組合が設定した１ｋｍ当たりの燃料費

イ　実施要領に規定する燃料費の上限単価

（３）利用組合の支給単位が異なる場合の計算方法

次のいずれか低い額とする。

ア　（１）のイに補助対象日数を乗じて得た額と（２）のイに補助対象距離を乗じて得た額の合計

イ　酪農ヘルパーへの年間支給額

第３　補助対象となる出役及び出役距離の測定方法

１　補助対象となる出役

補助対象となる出役は、以下の（１）及び（２）とする。

（１）　利用組合の活動区域（利用組合と統合等を実施した利用組合は旧の活動区域）外の酪農家への出役

（２）　出役の総距離が30ｋｍを超える出役

２　補助対象となる出役距離の測定方法

１の出役の総距離は、以下の方法により測定するものとする。

（１）　利用組合は、出役の実態に応じて、始点又は終点は次のいずれかとする。

ア　利用組合の事務所

イ　酪農ヘルパーの自宅

（２）　（１）の地点から出役先までの往復の距離（通常走行する道のり）をあらかじめ測定し、当該距離を補助対象とするものとする。

また、複数の出役先（業務引継を含む。）を経由する場合においては、（１）の地点から出役先を経由し、（１）の地点に戻る通常走行するルートの道のりで測定した距離を補助対象とする。ただし、この場合にあっては、出役距離を簡便に測定するため、（１）の地点から最も遠隔の出役先との往復の距離を補助対象とすることができる。

附　則（平成 28 年７月７日付け 28 農畜機第 1935 号）

この定めは、平成 28 年７月７日から施行し、平成 28 年４月１日から適用するものとする。

附　則（令和２年３月 31 日付け元農畜機第 8097 号）

この定めの改正は、令和２年４月１日から適用するものとする。

附　則（令和４年３月 31 日付け３農畜機第 7208 号）

この定めの改正は、令和４年４月１日から適用するものとする。